會學濟經學大國帝都京

叢論藻經

號 一 第

卷六十第

行發目一月一年二十正大

		713			•		1 ,11,			
物價問題の統計的研究 ・・・	營業稅改正論	農業勞働自治組合制 · · ·	今後の植民政策の基準・・・・	資本論中である種版本に於異同いて・	物價調節對米價調節問題	マルクス的階級概念 ・・・・	サンジ社會改造哲學三社會連帶思想	個人と團體との關係・・・・・	和税配分派公益逆比の原則・・・	新餘剰價值說及社會階級協和論
法學士	法學博士	法學博士 2	法學博士 1	法學博士 次	法學期士 一	文學博士 六	交學博士 上	法學协士 1	法學博士 -	法學博士 日
汐	小	河	Щ	河	戸	高	米	财	神	\mathbb{H}
見	川鄉	田	本美	上	田	田	田庄	部	戸	島
三	太	嗣	越		海	保	太	靜	正	錦
鄍	溷	郎	乃	肇	市	馬	原以	治	雄	治

租税配分に於ける公益逆比原則

舢

戸

Œ

雄

緒言(本研究の目的

第一段 (二公益目的をも租税の主目的さするの 見解A見解其ものB其當否い反對税さ其否定し實行難にして實例もなしさの 租税の目的さ 公益 (一)財政収入目的を租税の唯一の主目的ミする見解に於ける公益目的の地位(A主目的B)副

方法あり租税は此が爲めに不適当なるもの主の説5 租税を夫の目的の爲めに供することは弊害あり その就ろ辯護説()公益目 意義なる收入の使用を生ずべしこの説も無收入こなり租稅の要素を缺くここくならざるかこの説も夫の目的の爲めには他に

的さ租税定義) 廋 租税の 配分原則を公益(__從來の配分原則二公益による配分原則A,其成形B,其適用い租税の種類ろ稅率)

結論(全文の要旨

緒

言

能 力原則即ち給付能力の大小に依つて賦課さるゝことは言ふを待たぬ。 そして此能力原則

此とは

カゞ

由來、

租

租

税が

地間地

に特段なる課税をしたり、能力上に別段の差等なきに不在地主を在住地主よりも重く課税 違つた標準の行はることを見出す。其の著しきは能力の殆んごなきものともいひ得べき室 紀の配分に關する最上原則とも見られて居るが、倂し事の實際を檢討すると、 既に隨分 説 (2) 目 的

Hoffmann, Der Gerechtigkeitsgedanke in der Reichseinkommensteuer, (Zeitschrift für Sozialwissenschaft, März, 1921.) S. 3.

謂租 原則や社會政策的原則に適ふとも、 準たる原則であつて、租税配分原則ではない。 解することが出來る。 際であつて、其各税にて其が或原則を充たさざるも辛抱する外なく、斯くても倘ほ此稅を採用す 他の原則を充たし、斯くて諸多の稅が全體として各箇の原則を相當に充たすといふことゝなり、所 他の何等かの原則を充たす以上は、 認さるべく、一の稅が完全に凡べての各箇の原則を充たすことは難く、其が或原則を充たさずとも 策的原則やを成形して、夫の能力に依らざる租稅もが經濟的又は祉會政策的原則に適ふの故に、承 る。 は租税としては、 h まり上擧の稅にて能力に依らざる所の稅も他の原則に適應するの故に、全體上之を認容し得ると るやは各原則の上に立つ所の國家全體の利益の觀察點より判斷すといふことにて解釋はつく。 したりする例がある。 能 |力原則が認められて居る。 |税原則即ち租税設定原則の充足は斯の如く租税の全體としての充足にて滿足する外なきの實 **併し從來の處では租稅原則として能力に依るといふ道義的原則の外に、** 重大な缺陷あるものを認めることゝならなければならぬ。 此は此事實が間違て居るのか將た夫の原則の足らぬのかとの疑を起さしむ 處が其の經濟的原則といひ社會政策的原則といふも、 然るときは明かに此能力原則に反す 全體の諸の稅の中で、或ものは或原則を充たし、 配分原則を無視したのでは太だ遺憾であるといふことになる 租稅配分原則としては少くとも國稅にては由 る租稅を認め 經濟的原則や社會政 其は租税設定上の標 假令彼の税が經濟的 3 他のものは さいふこと っ

租税配分に於ける公益逆比原則

(第一號

九九

一九

存在 故に此は つてしまへば其でも Ī る 爭 刨 躗 分原 E 通 則 當 0 茣 Ü 改 滿 G 造を行 足に説明す 倂 つて、 し此事實は B 能 Ė 力原 今日 得 割の 0 LJ Ö) 或は 外 時世では十 此新 别 0 É 配 分承認さるべきもので**、** 事 分原則を 實を否認 Š 認め 此 á 事實 でなけ 無下に カゞ · 不 n ば 排斥 12 ž 既 ĭ-

るこさも出 る。偶々最近の雑誌にコ 來ない。 でむしろ此は此 ン =6 ン ス |事實を認めて配分原則に新 カゞ 與 へた暗示及其他の二三の學者の説明 しき建設を行ふことを勸むること (註一) は私をして、

此を披瀝 註 しやう
と思ふ。 ÷ ン ス 、が租税は支拂能力に正比たるべく公益の附加に逆比たるべしさいふ文句を用ゐて居る。。 そして之を述ぶるに 就 いては 先 づ租税の目 的 論 より 初 γ) Ŕ うと 思

分原則こして公益逆比原則を設けては如何との考を懷かしむることゝなつた。私は

4

茲に租税配

其他 眞 ήij 比原則を同さなる。 き部分が取らる 有害なる傾向にあるものた奨励せざるが如くに置き得るこきに、 のは能力原則の敷衍であるが、 での課税すべき元素は、 |の發達を達せんさする質除且つ明白なる企畫が或意味にて近代の表現であるさいふ。ジョー の事物であって、 則のBさして、 ス Þ ンプは、 が如くに租税を分配し及徴必すべしさいふが、 國家は社會の利益心箇人の利益の上に置きて、第一に所得の一層有要なる部分の前に所得 の 一層有要少 此變化の辯談は公益であるさいふて居る。 如何に蔵入な擧ぐべきやな決する際に、 シ ヨーンスは叉別の處にて、 生産叉は消費の社會的に有益なる過程を維持し叉は進捗するに不要なものでなくてはなら 此中に公益逆比原則が籠つて居る。 正義は人の政府的事件に適用し且つ人の此事件に關する判斷によつて變化 國家が其負擔な、 それからホプソンが、 此は其有要を國家的の有要を解することによりて、 明白なる常識が其説明である。 國家に價値ある傾向にあ 真に能力に應じた税がもつ所の所得 ンスは、 租税によつて特別なる經濟 租税に於ける經濟 るし Ŏ を抑制せ מנ ટ

Commons, A progressive tax on bare land value (Political science quarter-

ly, March, 1922.) p. 47. Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 170. Jones, The nature and first principle of taxation. p. 215-6. 226. Hobson, Taxation in the new 3) state, p. 10.

第

財政收入目的を租税の唯一の主目的とする見解に於ける公益目

丽

の地

位

得ぬ。歳入が全~不要といふさきに、唯他の目的 n (A) 主目的 ぬ(註三), 他にも国 租税の目 的 'nŝ 的 あ b は 何 得るとしても、 カ 租税に於て財政收入を擧ぐることが其主目的 少くこも此歳入を擧ぐる目的だけは之を缺 の爲 めに態々租税を作るといふことは たることは争は あり くこごを 得 r)

的全くなくして單に共以外の目的の爲めの故に租稅を設くるさいふことはない。尤も齊しく收入 他の目的なくして單に收入を察ぐる爲め を擧ぐる爲めさいふても、 ふことはある。 夫の目的税の場合の如きである。 般收入の爲めといふのでなくて、特定支出の爲めの收入としてとい Ó 故に和税を設くることはあり得ても、 而かも兎も角租稅である以上は收入目的 收入を擧ぐる日 が伴ふ

(註二)シェフレーは、 を備ふるここが 租税徴 戦の主要目的であるさいひ、ストルツツもご を充足するこさにありさいる。 裸税の目的は直接には唯だ財政的であるといひ、ホフマンも、 租税目的は公共制度の其他の厳入と同様に其貨幣的需要 國及地方行政に公費の支出の爲めに所得 ことに於て變りはない。

特に之を夫の主目的の傍に副目的として認むるのが最普通である(註三)。例之、 倂 し租税に歳入を擧ぐること以外の目的 もが存し得る。 其は實際も學説も認めて 臔

(第

號

<u>=</u>

居る所であり、

租税配分に於ける公益逆比原則

(B)

一副目的

Schäffle, Steuern. A. T. S. 33. Hoffmann, Lehre von den Steuern. S. 74. 4) Strutz, Grundbegriffe des Steuerwesens. S. 25.

第十六卷

勵の手段と為し(註五)、就中、 機の抑制、 上の目的を認めること(註さ)は可なり多く行はれて居る所であり、其他、土地増價稅による土 〜租税を以て或場合に於いて教育的手段と為すここがあると為し(註四)、一般消費稅を以て貯蓄變 取引所税による投機の抑制等もあまり異論のない所である。併し此等は固より副 奢侈税を以て奢侈抑制の方便と爲し様式、特に酒煙草税等に於て教育 地投 的

帶したことを租稅論の問題外とすることは出 とは他の行政の問題として租税論では問題外に置いて良いといふ人もあるが(註九)、倂し租税に附 てのみ認むる場合には、 くて租税としては單に收入目的のみを眼中に置いて論ずれば足り、此等の副的たる他の目的のこ であるから、別に存する所の財政收入上の主目的と反せざる限りに於て認むるのに止まる(註八)。斯 **其等のものあるが為めの故に租税配分の根本原則上に變化を與ふるとい 恋ない。唯だ併し乍ら此等のものを單に副目** 的

ふことは之なくして濟む。

往々にして課稅に於て追求されたこと、及今日も經濟生活に於ける保護政策の形の現はるる場合に追求さるるここは認むべ の一定の調整が齎らさるべき時に場合であるといひ、ロツツは現在の所得分配の影響の下に定められたる副目的が、事實上 關税によりて農産物の價格成形が影響せられ、高き火酒稅によりて飲酒が抑制せられ、消費稅の制定によりて或製品の生産 可能的なる副目的は、各税が國民經濟的有機體と離るべからざる關係に立つここより生ずる。例之、

(註四)ロツシアーは、特に尙ほ多く利用されざる發達餘地をもつ國民にては、輕く且つ良く出來たゟ課稅は、教育方便さして

5) Heckel, Lehrbuch. I. S. 127-8. Lotz, Fw. S. 218.

層高き經濟への刺戟さして用立ち得るさいひ、 ロツツも、 人は或場合に課税の教育的副目的につきて話すさいふて居る。

(駐五)プアイフアーは之につき日ふ。租税が同時に貯蓄の刺載さなるここに求められることはむしろ最正當のやうである。

(註六)ホフマンはいふ。奢侈稅には通例、

點に於て收入に依る代りに支出によりて定めらるる稅が最希望すべきものであるさ。

る注意を起すここの目的が租税に置かるる**。** 此見地から大稅が特に辯護せらゐゐさ。

人民に不要なる消費を制するの目的もが置か

Ъ ż

往

々にして其物體につき特段

(註七)ホフマンは、 火酒が特に宥怒なく課せられた。 何さなれば此にては同時に其濫用が特に有害なる結果を有つ所の飲料の

騰貴によりて、 暴飮に有力なる障碍を厳す爲めの方便を置くこえとなるからさいふ。 Ŋ

証八)シェフレーは、 租税は其副目的の充足が主目的の充足さ一致するだけでは、種々なる種類の副目的の霽山たもつさい

ッ

/ツは、

常に結局、

租税の財政目的が主たるもので、此さ一

(註九) シエフ 定さるべきやの決定は行政々策に盛すさいひ、ストルツツも、 も其丈けにて課税の範圍より出る。そして此が爲めの標準を定めるこミは其丈けにては財政學の任務でないさいふ。 コーニュー 111月前ですスプミロなきささにも割すへからすさいふこさは絶對にはいはれない。併し此の如き稅は恰 レーは、 租税が一定の公共的性質の副目的に於ける顧慮により課せらるこや、此が肯定の場合に如何に租税が測 致しないやうな副目的は永くは穢かないさいふて居ろ。 租税目的よりも他の目的の到達にまで租税形式な利用するこ

二公益目的をも租税の主目的とするの見解

とを租税の主目的と (A見解其もの 為 處が往々にして社會政策上の目的、 Ų 租稅は收入を擧る為でなくて斯 富及所得の カ る社 會政策上の目 分配及其使用 的 0 め 調 為 整 めに作ら Č Ļ٦ . چ د

得るものと為すの 收入を擧ぐる爲めでなく、 むしろ主さして産業保護の爲 めに適當なりる して其を主目的として課

第十六卷 掌 Ξ

租税配分に於ける公益逆比原則

見解

/) >

あ 6

証 0,

或は

[薪] 税中

 σ

保護關稅に

至つては見様により

ては

必ず

Roscher, System der Fw. 5 Aufl. I. S. 263. Lotz, a. a. O. S. 217. Pieisse, Staatseinnahmen. II. S. 23. Hoffmann, Lehre von den Steuern. S. 87. 90. 6)

7)8)

Hoffmann, ebenda. S. 84. Schäffle, a. a. O. S. 33-4. Lotz, a. a. O. S. 219. Schäffle, a. a. O. S. 34. Strutz, a. a. O. S. 26. 9) 10) 11)

第十六卷

うさい せらるさいひ得る ふ社會的 Ō 目的が其主目的 **尙ほ往々にしては、犬稅を以て收入の爲めでなく厄介なる犬の飼養を制** どなるも のさい ふ風 1 もい はれて居る(註一二)。 郎ち斯く 0) 如

租税に收入以外の主目的を認むることが

あり(註]三)、

III

も其が盆々多くなりつゝあるやうにも見

らるゝ(註一三)。果して然らば此を主目的とする考は正しきや否や。

(註一〇)ロゲナーは此説に於て有名である。彼は曰く、租稅の純財政的なる最近き目的の傍に、尙第二の討會政策的目的

が區

得ることにも擴張する。 くに干渉すべき目的が區別され且つ定めらるトを得る。そして此第二の目的は銜入所得及財産の使用に關整的に干渉するを 別され且つ定めらるへを得る。卽ち國民所得及財産の分配に調整的に卽ち自由交通に於て行はるく分配の變更が生するが 平等犠牲原則によるこさなしに累進税に達するた得る。療しく努力所得さ不勞所得さの差別が此動的政策の一部なるここが スタンプも之に共鳴して、租税によりて富の分配を改良すべき國家の權利より出發して、能力又は

する。 心も異論がある。 **を矯正するここの目的は、課稅の此目標** を達すべきこさの)と一致せずさいふ。 例之、 〜ツケルは、此租税の社會政策的目的は排斥すべきものさいひ、 或は1之が単に租税の副目的に属する爲す。 (個人經濟に對し、分量的及品質的に出來るだけ少き感知の干渉によりて租稅の目的 例之 シェフレーの如し。 ストルツツも、所得又は財産の分配又は消費 (2或は之 を 租税目的さして排斥

要求せらるしていふ。

(陸一一)例之スタンプは、大税が頗る小なる國庫的企畫を以て、そして殆ご全く政策上の理由の爲めに課せられた。 知が犬の厄介を示し、 ピツトが税によつて之な救済せんさしたさいふて居る。 艘 の感

証 11)コンモ 使用せらるしことが認めらるさいふ。 ンス ĮĮ 租税及其宥恕が往々にして意識して、公收入の獲得よりはむしろ、産業、道義又は福利の調整の爲めに

15)

Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 207. Stamp, l. c. p. 171-2. 179. Schäffle, a. a. O. S. 34. Heckel, a. a. O. S. 163. Strutz, a. a. O. S. 26, Stamp, l. c. p. 186. Commons, I. c. p. 48. 12) 13) 14)

(註【三)ニッチは、 者の敷は益々増加する所であるさいふ。 租税が單に國庫を給養すべき方便でなくて、恐らくは大なる重要の經濟的及社會的元素たることを信ずる

(B) 其當否

(い反對説さ其否定 |或は1之に對し特にワグナーのいふ社會政策的目的の如きは實行難に

は既にありといひ得るし、假りに過去のは其例にあらずとしても、將來に於て起り得ぬことではな のみでは到底説明し難い。2 或は收入外の主目的を認むるこせは收入の必要なきに夫の目的の爲 めに税を起し、其結果、得たる收入が無意味 に 使はることいふ不都合 を 生せずやこの憂慮もあ く、むしろ此にては猛々多く起り得るやうに思はるゝ。近時に於ける激しき累進税率に至ては能力 てもあり實例もないといふて反對する(註一四)。如何にも實行難といふことは多少はあらうが、實例

的が國家的重要なるものたる以上は、其稅は尙ほ此に於て、 有意義であるのみならず、 今日の文

る(註一五)。けれごも假令此收入の健途に多少無意義なものがあつたとしても、

此税を起した其目

の收入が無意味に使はるゝさいふことは極々稀にしかない。3 或は又此の如き歳入以外の目的 主たる目的こすといふ以上は、 明國にては為すべき多くの任務をもつ所で、寧ろ常に收入の不足を患ひつゝある所であるから、夫 時としては歳入の全く擧らぬか、少くとも其非常に少きことが

租税配分に於ける公益遊比原則

じ得る。

其れでは租税の本質的の目的ともいふべき財政收入上の目的を達せず、

(第一號

三五

三五

租税の本質をも Nitti, Principes. p. 305. 16)

第十六卷

. 邻一號

đЭ とは かゞ 收入可能だけはある。 場合とても其高い稅を厭はずに輸入するものあれば、 税たる禁止關税の場合には無收入となることがあり得るが、此は非常に稀有なことであり、 に當るものだけ多くの收入を現實の收入の外にも擧げたといひ得る(註)六)。唯だ極端なる保護關 此場合には、此關稅にしてなかりせば政府にて別に産業剤助の爲めに支出したるべかりし補助金 の如きには、 る。而 あ もり得 かも其の禁止關稅を選んだのは其に收入上の意義を有した爲めである。且つ又此禁止 立法者が全く收入を攀ることを眼中に置かぬならばむしろ簡單に輸入禁止を選む 'n なりは 實際可なり大な收入を擧げ得る。保護關稅にしても普通可なりの收入を擧げ、 少くこも歳入可能のないことはあり得ぬ。社會政策上の目的を主目的とする場合 せ ね 其の此にて收入を生じ得るものといふ處に、 かといふ風にも見ゆる。倂し冷靜に考ふると、 收入を生ずることゝなり、 禁止關稅が輸入禁止と違う點 此等の場合に歳入のないこ 少くども此にも しべきで 特に 叉此 鯏

得る。 等の收入以外の目的が主目的として與へられても、 て交付したるべき補助金に當る收人が禁止關稅により擧げられたと齊しいとも見らるゝ。 の爲めに漸く成立ち得た爭業めるときには、之を課しなかつたならば、別に政府として其爭業に向 しては存續し得る。4 或は收入以外の目的の如きは實際租稅以外の方法によりて行はれ得る。 收入を擧るの目的は租稅唯一の主目的ではなくなりつゝあるが、相變らず其一の主目的と 收入を擧ぐるといふ主目的もが並行し並存し 故に此 之

る(註 | 七)。 かゞ 變化又は特に出 は其關係の物に或變化を與ふるを免れない(註二)。 者をして甲の方法よりも乙の方法がより多く租税の負擔上有利なりといふここを感ぜしめて、若 行つたとしても、 理な注文で、租税では假令犬の目的を伴はしめず、純財政的なる能力原則によりて公平な課 どいふことがある。 ぐるの特徴もあり、 よりも一層適當なることがある。假令又多少夫の方法としては劣つても、 干の變更を企てしむることゝなる(註二0)。其他消費又は使用方法についても同樣で、凡べて租 の變化を與ふることは避けられない(註 | 九)。生産の方法にも亦變化を與ふる。 の方法を變更さすといふことは之を避けなければならぬ(註一八)といふけれごも、 めに租枕を使ふといふことは弊害を伴ふから避けたが良い。 **ぬやうにといふことは到底精密には質現出來ぬことである。** 租税によりても達せられても、 けれごも租枕が必ずしも常に夫の方法として不適當とはいへない。此が租稅外の方法 「來るだけ少き損害 を生す るや うにといふことは出來る。 **箇人間の富の分配が之を課税しなかつたときと同等なることは難い。** そして此は國家全體の上から見て決して不當ではない。 收入を擧げつへ夫の目的をも達するの故に、租稅外の方法よりも租稅を選ぶ 租税 は 其方法としてはむしろ不適當 な 方法であるといふがあ 故に租税によりて生産消費分配等に變化を與 之を以て分配を變更し、 唯だ此等のものに出來 租税には別に收入を撃 又通例此 5 或は夫の目的 課税があれば生産 **併し此は事實無** が 生產及消 るだけ少き 之に岩干 努めらる の為

第十六卷

租税配分に於ける公益並比原側

第一

與へんとする社會政策産業政策及其他の政策上の目的をもつ所の稅(註三三)と何れを採るべきや、 國家全體の利益の見地より決すべきである。そして特に經濟上産業上の結果の考慮に於ては、單に 於て此等のものに於ける變化叉は損害を與ふること少き公正課稅と、むしろ變化を與へ或改良を ぬ。其よりはむしろ此にて變化を生することが全體上堅ましいことがある。其は全く各箇の場合に 併し此等のものに於ける變化又は損害の少いことが必ずしも常に選 一むべきものと限ら

カゞ 消極的に出來るだけ産業上の損害の少からんことを注意するよりも、 あ 上、一層損害を少くすることゝなり、 る方が、 ある。 分配の變更に至ても其時の事情によりては一 故に夫の方法に變更を與へんとする租稅は之を避るよりはむしろ勸むべき場合が 其の爲めに一部のものには損害を與へても他部のものにより大なる利益を與へて、 消極的なる産業損害を少くするの趣旨に 般人の為めに堅ましきことあり 積極的に産業上の發達を計 も適ふさい と認め得る。 確 全體 かに

より之を慎重には決しなくてならぬが、 常に弊害ありとして排斥することは出來ない。

固

下に、回 るこいふ考については、奥へられたる勢力分配及法律秩序に存する抵抗に於て、此が歴史上唯一回、 一四)ロツツは日くこ **ログナーの社會政策的目的たる財産及所得の不平等を矯正し及無産者を富ます爲めに富者より** 宗教的義務觀の影響の

(社一五)エーベルには、

- らるとことは出來ない。何となれば租稅が財政上必要でない處にても'財産平準の利益の爲め必然其徵收に導くからといふ。 社會政策的要求と共に、財政上の目的を離れたる租税の任務が要求せらるべきだけでは、此に同意 17) Letz, a. a. O. S. 218.
 - Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 154-5.

(註一六)バステーブルは、 租税の此の如き形式(或階級又は箇人の爲めにせらるこ)が國民の利益又は想像されたる利益に 於て

產

(社一七)スタンプは、 者によりて得らるへ利益は、其者等の利益に於ける其れだけの額の厳出に齊しいものさ見做さるへな得るさいふ。課せらるへ。そして若も此が或收入を生するならば、其だけにて國家に收入を與ふるここへなる。其上に保設されたる生

することは最悪の方法であるさいひ、 國家が國民的理由の爲めに或楹樂を有利さし叉は補助しやうさいふ場合に、 ヘッケルも、 租税は社會政策的機能には決して適當せずさいふ。 一般には租税によりて差別

(註一八)アダムスは、 生權が政府的機械を其適當と認むる如くに使用するここの權利を否定することは出來ぬが、 歲入的機械

原則が凡べて他の課税原則を支配し及打勝つこといもなり、 的には縁なきことで、 歴史研究の熟考したる判斷でなければならぬせいひこ あさいび**、** を蕨入制度に全く外部に屬する活動の原則(社會、道義、產業等)に從はしむるこさの企より重大なる弊害の生するこさが、 ても フオツケは、社會政策的目的の學指は、 事物の性質に存する累進の限界が引くここの出來ないこきに、財産者の橫徑に道を開くここは危険であるこ 重大なる政治及社會上の危險が此に作ふ。 凡べての事情の下に不要なるのみならず弊害である。 ヘッケルは、 其が何ものによりでも止められないこさゝなるであらう。 此の如き社會政策上の原則は租税の再生産的影響にも反す 租税の社會政策的任務は、强制共同經濟的經濟經營の目 斯くて社會政策的

- اردوزه

(註一九)セリグマンは、 **政的のこ又はむしる財政的なるが故に社會的なる籐知せざる結果の諸のものへ現はるくこさな見るさいひ、** 租税が無故意に、 政府は遊くべからずに社會關係に影響するここなしには或談入た擧るここは出來ないこいふ。フォッ 財産及所得の分配及使用に影響するの効果を有し得るこさは自明であるさいひて 各の税は必然箇人の富に影響する。 純財政上の税にても其終局の結果を追跡するときは、 ラウ ę ケは、 更に他 國民所得の分 社會的及財 租税又は 9

(註二〇)コンモンスは曰く、意識的に調整が企畫されないさきにても、租配は共にも拘らず調整する。 富むここくならざるべき方向た決定することに依つて、富むここくなるべき方向を決定するからである。 一税配分に於ける公益逆比原則 第十六卷 第 號 九 何さなれば此が人民が 二九 此税が實業家に向

配が租税によつて諸多の變更な受くさいる。

19)

Bastable, Public finance. 3 ed: p. 265. Stamp, l. c. p. 196, Heckel, a. a. O. S. 127. Adams, Science of finance. p. 411. Heckel, a. a. 20) O. S. 127. Vocke, Fw. S. 21) 160-1.

Seligman, Essays in taxation. 8 ed. p. 317. Seligman, Pending problems in public finance. p. 2. Vocke, a. a. O. S. 159. Rau, Fw. 5 Aufl. 1. S. 384. 22)

<u>=</u>0

第十六卷

此處に利潤あり彼處に損失ありさいふ其結果を避くるこさは不可能であるこ。

(註二二) プレーンは、 12 大の副目的が其具體的の表現形式では課税の結果さして現はるく。 ほ消費を妨ぐるここによりて生産を妨ぐるここが認められ、生産の上の稅は明かに生産過程を妨ぐるこいふ。 高き火酒税によりて飲酒が制抑せられ、治費税の制定によりて或製品の生産の一定の調整が齎らさるべきさきに場合で 凡べての税は據るの所の特段なる現象の發展を抑制する傾向を有すさいひ、 例之 保護關税によりて農産物の價格成形が影 ·k. IJ グマンは、 ヘツケルも、 消費税にて 郷 17

(註111)其は國民經濟的原則′ あるさいふ^o 租税義務者の利益の出來るだけの宥恕の下に其欲認の十分なる滿足に於て保護せらると爲す。 損害を以て徴收され得る影處を國民經濟の中に求めなくてはならぬさいひ、パステーブルは、 に最小の犠性を加ふるが如くに貧膽を分配するここに依つて最良く達せられるミ爲し、 最小費原則つまり經濟的原則の要求である。 之につきラッは、 ストルツツも、 人は或租税貢献が最小の經濟的 更に、 社會の最大の幸福は全體の上 ジョーンスは、 共同制度の利益は、 租税し

於ける經濟の原則のAjこして、國家は社會の利益を主こして又は專ら考慮して、 く妨げ又は全く妨げぎるが如き方法にて、而して特に第二に富の分配に或影響を與へ隨て又經濟財の生産を妨ぐるここを助 るここしならざるが如き方法にて租税な分配及徴收すべしこいふて居る。25) **租税を第一に經濟財の生産を出來るだけ少**

(社二三)ニッチは、 (み辯護説-租税は常に經濟上の改良の一の有力なる道具であるさいふて居 元來、 租 税は 0) 國家的制度である以上は、 ろ₂₆)

らるゝこと少しも妨げない(註三四)。 と別種のものでない。 國家の 為 めに必要なるだけにては、 租稅設定原則としても、能力又は公正原則や經濟的原則や社會政策的原則 收入目的もが一の公益目的に外ならずして全然夫の公益目的 其他の色々 の國家的目的即ち公益目的 假令其主たる日的 の為 かゞ 收入に がめに も供 ある U

ても

Commons, 1. c. p. 48. Plehn, Introduction to public finance. 4 ed. p. 88. Seligman, Essays. p. 320. 321. Heckel, a. a. O. S. 127-8. Rau, a. a. O. S. 396. Bastable, l. c. p. 302. Strutz, a. a. O. S. 25. Jones, l. 23) 2**4**)

25)

c. p. 215. Niiti, l. c. p. 306. 26)

ろ やの上に、一層高き原則として、國家全體の利益に最適切なるが如くに設定すべしといふことがあ 時でしては副目的でなくて主目的であり得る。即ち租税の主目的は極めて廣くに亘り得る。 3₀ 上色々のものが其主目的となり得る。 結果其加味の程度が色々たることが出來、 は ち租税は財政收入目的の外、 ある以上は、そして此が主か副かといふことの限界は之を指示することの困難であるといふに於 **ろ多く副目的さしてのみ見られた所の奢侈悅に於ける奢侈矯正や、酒稅に於ける飮酒抑制なごも** 之と對立する主目的たるに止まる。 の目的を主目的と爲したとしても、 つて(註5五)、其から考へて見ても收入を擧ぐるこさを主目的とすると同時に生産又は社會政策上 (其が歷史上原始的のものであり、 そして税に他の公益目的なきことはあるが、 むしろ主副といふ形容詞を止めて、 其にも拘らす收入目的が飽くまでも租稅の少くとも一の主目的であつて、其他の目的は單に 色々生産、 加之、 凡べての税に普遍的であるといふ特徴がある。 此等が互に調和して存立し得る(註三六)。 勿論此が副目的たることもあるが、其の主目的たることも 社會, 單に租税の目的として擧ぐる方が障りがなくて濟む。 此等の生産又は社會政策的目的のみならず、 場合によりては收入目的の方が劣ることさ 教育政策等の公益目的をもつものと解すべきで 收入目的のなきことはなく(註三七)、 そして両目 收入目的に 從來むし 的 あ 並 公盆 þ 得 喞

一四)フォツケは、

租税は唯だ凡べての國家目的にのみ用立ち得るものであるさいひ、

第十六卷

(第一號

水

ルグトも、

財政實際は正常には、

租税配分に於ける公益逆比原則

第

公共消費充足以外のを副目的として、 共團體の行為の全體に於ける一節で、 ||政上の目的た。 其方策の經濟上社會上及政治上の影響につき全く無頓着に行ふこさは出來ない。 其は租税が國民經濟的有機體を離るべからざる關係に立つここよりして認むべしと爲 凡べての此行爲が同一目的たる全體の福利の爲めに努力するからさいひ、 何さなれば財政實際 ヘツケル

寸27)

(註二五)私は甞て此原則を成形したが、 原則より へられたる要求の標準によりて課することを唱へて居 ツグス エフレーも單に課税の三原則の 一層深く存する原則に達する。 é 消極的ではあるが、 ジ 크] 凡べて此等のものの根底さなる原則さして公益が存することの原則であるさいふ 租税收入は國の終局利益に有害ならざる方法にて擧げられなければならぬさい 一さしてどはあるが、 シ えも 晋人は租税の如何なる原則又は政府又は如何なる社會現象の如何な 國家學的原則を擧げ、 政治的賢明なる方法にて國家の歴史

(註二七)ニッチは曰く、 全くないさいふて居るの クマ b ワグナー 層深き觀察點よりしては、真實にては、 Hに必要である。此場合にも國家は租税た要し、其の爲め財政制度を有する。 のいふ社會政策的目的は租稅の根木的品質でない。國家が社會政策の高い目 此の如き(財政の國庫的原則さ社會的原則との間の)衝突は 削 を有けない 處

夫の財政收入目的の爲めにといふことは之を定義中に殘しても妨げなきのみならず、むしろ必要 定義の中に入るゝを全然止めた方が選むべきださいふ風にも考へらるゝが、 (C)公益目的 でも、國家は存立し全體の生活に必要である。 めて、 単に一 ح 租稅定義 般公共的目的 然るときは の為 ል ځ 租稅の定義にても財政收入上の目的にて(註三八)さい L٦ ふ詞を用ゐるか、 或は此後の詞を擧ぐる位 併し更らに考ふれば ならば之を \$.

を止

である。

此が必要といふのは、其の之を目的とせざる歳入、卽ち收入の生するのが全く偶然の結

27) 28)

29) 30)

は公 Vocke, a. a. O. S. 160. Borght, Fw. S. 87. Heckel, a. a. O. S. 127. Betrachtungen über das Princip der Steuer. (Finanz Archiv. 25 Jg. II Bd.) Jones, l. c. p. 228. Higgs, Primer of national finance. p. 67. Schäffle, a. a. Seligman, Pending problems. p. 2. Nitti, l. c. p. 302.

たる į Ō ر ف 區別 特徴と爲すが 為 めに必要といふのであり、 其の此を存するも妨げなしと Į, ጱ

果 の は 假 令租 税に於て收入以外の公益目的が存 じ面 かも此が主たる目的として存しても、 收 入上

の目的もが主たる目的として存し、其收入目的が有らゆる梲の共通の事に歸し、他の主目的

は

ģ 3 į 爲 あり、なきもあるが、收入目的だけは何の稅にもあるから、 めに他の主たる目的又は副目的 の並存を排斥しない。 つまり財政收 之を特徴として定義の中に入れ 入目的を其唯 0) 目 的

ح 註二八)諸多の學者之を定義中に現ばす。 ふのでは た く 、 單に之を目的 例之、ボーリューは、租税は各人民の政府の費用に於ける分前の爲めに彼より要求さ と為す といふまでゞあるからであ

は國塾の支出の爲めに人民に國冢權刀より課せらるへものと爲し、パステーブルも、巖入の他の部分より充たされざる財政 れた貢献物さいひ、パリユーは、公登に應する爲めに、人民の財産叉は行爲の上に國家により行はれた徴收物さいひ、

需要の部分に應する方法であるさいふ。

第二段 租 税の 配分原則と公益

味することが地方税には認めらるゝが、倂し此は租稅としては不純分子を含むと見るべきで、 從來の配分原則 從來、 租税の配分原則としては能力原則が認められて居る。 利益原則を

有のものは能力によつて配分さるゝとせられて居る。此について今多くいゝ必要は

租税配分に於ける公益逆比原則

ない。

£

h

租

栊

の固

第 號

第十六卷

31) Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 éd. I. p. 117. Parieu, Traité des impôts. 2 éd. I. p. 5. Rau, a. a. O. S. 383. Bastable, l. c. p. 264.

(第一號

二公益による配分原則―)

得 かゞ ものであるならば、 すこさゝなり得る。此場合に其れだけにては公益逆比により説明すべきである。又公益逆 則 **公益の大小に道比して配分せらるべしさいふ原則もが行はれ得る。そして此公益道比さい** さの大なる處には輕く、 大なることがあり得る。 相對的にも大なる負擔を課することに異論はない。然るに租稅には財政收入以外の目的が る外には、之が公平なる配分方法はない。能力のあるもの特に其大なるものに其小なるものよりも 行はしむることもあり得る。 するもの以上に、 原則と反對の方向に向ひ、 (A) 其成形 能 \widetilde{o} 、公益の命する以上は、此が收入目的と對等たることが出來、又時としては收入目的より一 説明だけでも十分である(註二九)。 一力順應と並行して行はるゝこともある。 。處で租稅が若も單に純財政的のもの又は收入を擧ぐるここを唯一 大所得者义は有基所得者に小所得者义は無基所得者よりも一 其は專ら能力原則によつて配分さるべきで、 公益の重さの小なる處には重く、公盆上不利の處には一層重く、 此場合に於て能力原則により能力に應じたる課税を爲す外に、公益の重 公益上の要求がむしろ能力原則よりも公益逆比に重きを置きて配 其れから此公益逆比が税率の上に現はるゝこともあり、又稅種の上 處が場合によると公益上の要求が强烈で、 即ち其一致することもあつて、其の場合に 能力の有無大小によりて 層大なる課税を爲 能力の の主目的とする 北が は能 大 課税す 存立し つまり 小 層重 能 Ü 力 應

10 現はれることもある。

(註二九)能力さ社會政策さ一致する場合については、エーベルヒは曰く、社會政策的任務の要求に於て大所得及有基所得の小 産業上の元氣を傷ふ。斯く見れば平等原則は經濟的のものであるさ。 らぬであらうき。 父能力原則と經濟政策さの一致につきてはパステーブルが注意して居る1日く1租税に於ける不平等は 所得及無基所得に對する一層重き課税のみが要求さるへだけにては、人は此に公正なる租稅配分の理由より同意しなくてな

此原則の適用は、原則自身が一般に承認さるゝことゝなれば、

盆々廣くなるべき

であるが、今日までの寳伮から之を求むると

B 其適用-

擧げないから、 を不利さし、 (和税の種類 問地の使用、 能力原則からして見れば無能力で特別課税の理由なきが如くである(註三0)。(尤も ―の選擇としては間地稅といふ特別の稅を設くることによりて、 改良を勸むるが如き其最著しきものである。 此問地は直接には所得を 間地の 存在

此に潜在する増價さいふこともあるが、 生産及社會政策を考慮したる公征逆比原則よりすれば斯くの如く土地を公益上不利の狀態に置 の土地の増價をも平等に捕捉すべしこいふここになる。 ものには、 特別課税するのが、土地を公益上有益なる狀態に置くものと對立して至當といふこと 此を課するといふこさになると、 故に此には暫らく之を別とす)けれごも 間地のみならず、 其他

)める。保護を要するが如き弱き國內産業のあるのに外國産物の自由輸入を許しては公益上不利 一税配分に於ける公益逆比原則 (第)號 三五 -: -ti

保護關稅も亦明かに保護の必要なき場合と對比して公盆逆比の適用として辯護せ

になる(註三二)

32) Eheberg, a. a. O. S. 154. Bastable, L.

第十六卷

第

5 であるから之に課税するのである。 しても説明せらる かゞ 同 特に 部は公益逆比からしても説明せられ得る(註三三)。 それから奢侈税や、 投機税や、 不勞利得稅等 亦た能 力原 則

(註三〇)コンモンスは之につきいふて居る。 生産的の土地の所有者の税よりも低からざるべからずさいふこさが結論せらるくこ。畦川〇) コンモンスは之につきいふて居る。日く、若も支排能力が租税の唯一の原則さするならば、空地の所有者の上の税は

(註III 1) 之につきスタンプは、不開發地秘は中央にして且つ十分利用し得べき宅地な不使用さすることな抑制するだけでは十

分有盆なる刺戟で、社會の爲めに有益であるさいふて居る。 尚少しく別の見地であるが、之さ關聯した他の考は利用地さ不利用地さな同等課税するこさの辯護である。之につきホフ ンは曰く、

には土地が無主の財として國叉は地方團體に歸し、然るさきに之を有用と爲すこさに試みらるることさなるであらうき。 か又は此が彼に唯遊川のみを要し而かも報償を與へざる財産を抛棄するここに刺戟せられなくてはなちぬ。そして終の場合 |地租が何等かの方法にて利用さるし土地に課せらる1のみならず、往々にして此迄全く不利用に止まる土地にも 此手綴の辯惑の爲めに次のここがいはれる。所有者が之によりて土地の或利用を心配するここに刺戟せらるる

駆ぜられる。

||駐車|||例之ブレーンは、 さいふて居る。ひ、スタンプはこ 解に於て、 此等の税が永く傷持さるるここが蓋然であるこいひ、ロツシアーも、 酒精飲料に耽るこさは諸多の弊害をもつ。そして國家は特別税によつて之が使用を抑制し又は罰するを得 奢侈品の消費税の抑壓的効果が有害と感ぜられず、むしろ往々にして希望せらるるここの事實の見 奢侈税は教育的に良き影響を行ひ得るさ

け 所得 (B) 稅容 税財産税不勞利得税(相續稅を含めて)なごに於て累進率を設くるとして、 に於ては、 石の間地税に於て其大なるものほご公益上一層有害として累進率 能 力 原 則 を設 より

見て至當なるよりも以上に、社會政策上、あまりに大なる所得又は財産の存在を不適當とするの

38) 34) Commons, l. c. p. 46 7.

Stamp, I. c, p. 185. Hottmann, Lehre von den Steuern, S. 90-1. Plehn, I. c, p. 143. Roscher, a. a. O. S. 261. Stamp, I. c. p. 181.

者を考慮して失の程度を輕微とするけれども、 見地より激しき累進率を採用し、其が爲め生産政策上には不利となり得るので、時とじては此後

を置いて、 極めて烈しい累進率をも敢て採ることゝなる。 更らに事情によりては社會政策の方に非常に重き それから土地については前記間地税の

外、 社會政策上不在地主の存在を制するの趣旨から、 社會政策上土地の無併を制するの目的からして地租の輕微なる累進率を行ひ(註三三)、 此に普通の在住地主よりも特別なる 重 率 齊しく を課

し(註三四)、或は又生產特に殖民政策上、土地の開拓開發を促進する爲めに、 早く豫定の開發を終つ

力原則より出でたのではなくて、公益逆比原則より出で、 たものゝ租税を輕くし、後れたるものを其後れたる度に應じて重く課する如き(註三五)、 **公盆重きものに輕く、公益輕く又は有** 何れも能

害なるものに重く課することゝしたのである。

(註||||||)例之、タスマニアにてはめ

二五○○傍以下の土地所有者一磅につき

一、片

二五00--五000

一五〇〇〇——三〇〇〇〇

三0000 — 五0000

八0000以上

租税配分に於ける公益遊比原則

五0000——八0000

二 14 二 % = -; 9/1 ~

三七) 三七

第十六卷

(第一號

37) 滿鐵經濟資料

(註三四)例之、ニューシーランドにては不在者には本地租の五割な重課す。

(註三五)獨逸時代の廖州海にては (1)使用計畵さ異つた用途に土地を使用し叉は所定期的に使用計畵を實行せざらさきは地租率を

(4)更に三年を經過して尚使用計畵を實行せざるミきは

九%

六、%

4)所定期以後に使用計畫の實行を了りたるミきは税率は普通率たる ③以下三年每に税率三、%づつを上げて最高二四、%に至る。

論

結

以上要之、租税の目的は財政收入目的のみでなく、公益目的もが其主目的であり得、隨ふて租

税配分原則としても、能力原則が唯一なる原則ではなく、公益逆比原則もが此を對立するものであ るゝこさもある。そして此が旣に稅種の選擇にも稅率の決定にも或地位を占めて居り、特に將來 此公益逆比原則が或は能力原則と並行して行はれ、或はむしろ公益逆比原則の方が强く行は

b,

は盆々其重さを加へつゝあるを思ふ。